

郡上市中小企業人材 スキルアップ支援事業補助金

対象資格を
拡充しました!

資格等取得における補助対象経費の

1/2を補助（最大20万円）

（交付承認通知を受けたものに限る）



☆対象者は？

奨励金の対象となる方は次に掲げる全ての要件を満たしている中小企業者等です。

1. 市内に事業所を有すること。
2. 既に納期の到来した市税を完納していること。
3. 国、県、市その他の団体等から同様の補助金を受けてないこと。
4. 風俗営業を営む者又は公序良俗に反する事業所に該当しないこと。

☆補助対象は？

補助対象経費は、従業員等が講習等又は試験を受けさせて技術力及び生産性の向上に資する資格（別に定める）を取得するための経費とします。なお、申請者は、従業員等から経費の一部の負担を求める場合は、補助金を除いた残りの経費の2分の1以上の負担をしてください。

- ◆ 資格等取得に係る講習等の受講料、研修費及びテキスト代
- ◆ 資格等の受験料
- ◆ 資格等の登録料（ただし初回登録料に限る）
- ◆ その他市長が必要と認める経費

※対象経費としない主なもの。

- ・ 旅費、宿泊費、燃料代、飲食代など
- ・ 申請者の所有になるような道具、機械の購入経費など
- ・ 受験に必須でないテキストや講習代など

☆申請方法は？

補助金の交付を受けたい場合は、講習又は試験を受ける前（申込を行う前）に申請してください。

令和4年度から
申請方法が簡単になりました！

①年度内に申込を予定している講習または試験を
全て、交付申込書で申請する。

交付申込申請書類

- 補助金交付申込書（様式第1号）
- 資格取得等の概要がわかる書類
- 事業所の概要（資本金、従業員数、事業の概要等がわかるもの）
- 市税等に滞納がないことを証明する書類



②年度内に終了した講習又は試験において、
受講終了または資格取得ができたものについてのみ、
交付申請書兼実績報告書で申請する。

交付申請兼実績報告書類

- 交付申請書兼実績報告書（様式第5号）
- 収支を証する書類の写し（領収書等）
- 資格等を取得したことが証明できる書類等の写し
- 合格者名簿（様式第6号）

【お問い合わせはこちら】
郡上市商工観光部商工課
TEL:0575-67-1808

申請様式や補助金の詳細は
ホームページをご確認ください

郡上 スキル 補助金



	資格名	根拠法令
1	ガス主任技術者	ガス事業法（昭和29年法律第51号）
2	液化石油ガス設備士	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）
3	高圧ガス製造保安責任者	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
4	高圧ガス販売主任者	
5	技術士	技術士法（昭和58年法律第25号）
6	技術士補	
7	建設機械施工管理技士	
8	土木施工管理技士	
9	建築施工管理技士	
10	電気工事施工管理技士	建設業法（昭和24年法律第100号）
11	管工事施工管理技士	
12	電気通信工事施工管理技士	
13	造園施工管理技士	
14	建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）
15	建築設備士	
16	危険物取扱者	消防法（昭和23年法律第186号）
17	消防設備士	
18	技能士	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）
19	浄化槽設備士	浄化槽法（昭和58年法律第43号）
20	浄化槽管理士	
21	情報処理安全確保支援士	
22	ITストラテジスト試験	
23	システムアーキテクト試験	
24	プロジェクトマネージャ試験	
25	ネットワークスペシャリスト試験	
26	データベーススペシャリスト試験	
27	エンベデッドシステムスペシャリスト試験	情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）
28	ITサービスマネージャ試験	
29	システム監査技術者試験	
30	応用情報技術者試験	
31	基本情報技術者試験	
32	情報セキュリティマネジメント試験	
33	ITパスポート試験	
34	給水装置工事主任技術者	水道法（昭和32年法律第177号）
35	測量士	測量法（昭和24年法律第188号）
36	測量士補	
37	電気工事士	電気工事土法（昭和35年法律第139号）
38	電気主任技術者	電気事業法（昭和39年法律第170号）
39	電気通信主任技術者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
40	電気通信設備工事担任者	
41	陸上無線技術士	電波法（昭和25年法律第131号）
42	陸上特殊無線技士	
43	大型免許（第一種免許）	
44	中型免許（第一種免許）	
45	準中型免許（第一種免許）	道路交通法（昭和35年法律第105号）
46	大型特殊免許（第一種免許）	
47	けん引免許（第一種免許）	
48	調理師	調理師法（昭和33年法律第147号）
49	介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）
50	宅地建物取引士	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）
51	衛生管理者	
52	技能講習（労働安全衛生法第14条、第61条、第76条及び別表第18に規定するもの）	
53	特別教育（労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則（昭和47年外労働省令第32号）第36条に規定するもの）	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
54	職長・安全衛生責任者教育（労働安全衛生法第60条及び労働安全衛生規則第40条に規定するもの）	
55	無人航空機操縦士	航空法（昭和27年法律第231号）
56	その他当該事業所の技術力向上に資すると市長が認めるもの	